

第19日

平成22年 3月19日（金）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第26号議案ほか10件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 桑野博明君登壇）

○総務文教常任委員長（桑野博明君） ただいま議題となりました第26号議案ほか10件につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。

まず、朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正についてであります。

第1に、職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分と明記するとともに、関係規定を整備するものであります。

第2に、1カ月につき60時間を超す時間外勤務について代休制度を新設するものであります。これは労働者の健康を確保するとともに、仕事とプライベートの調和のとれた社会を実現することを目的に労働基準法が改正されたことに伴うものであるということであります。

第3に、組合の役員に対して、1年につき30日以内の組合休暇を新設するものであります。これは、職員の勤務時間における組合への従事について整理するため、組合休暇については、給与は支給しないこととして認めることを規定するというものであり、福岡県職員の例と同様に措置するというものであります。

次に、朝倉市職員の給与に関する条例の改正についてですが、さきに述べま

した、朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

本委員会といたしましては、職員の労働安全衛生の向上及び職員の組合従事への規律遵守のために適切な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、少子化対策が求められる中、長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。育児休業の再取得の要件緩和を行うとともに、職務復帰後における給与の取り扱いを改善するものであります。

本委員会といたしましては、より育児休業が取得しやすい職場環境を整備し、少子化対策の一環を担うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、法律の改正に対応するため必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、杷木公民館が実施する事業について、コミュニティ組織の活動へ移行することに伴い、杷木公民館を廃するため、条例の改正を行うものであります。

杷木地域のコミュニティ組織は、志波、久喜宮、杷木、松末の4地区で行うことが決定されており、本年4月からは、それぞれのコミュニティにおいて、従来公民館が行ってきた活動を行うこととなっておりますが、杷木地域全体にかかわる生涯学習事業につきましては、生涯学習センター内に杷木地域コミュニティ連合会を設置し、運営を行うこととなっております。

本委員会といたしましては、地域の意見を踏まえた方針に基づくものであることから了とするものの、今後、本格的にスタートするコミュニティ活動が円滑に推進されるよう、行政の十分な支援を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、教育集会所の管理運営について、生涯学習課から人権・同和対策課が所管することとなるため、規定の整備を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、教育集会所の利用に支障を来さない、円滑な移行を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市文化芸術振興条例の制定についてであります。

本案は、文化芸術の振興に関し、基本理念等を定めることにより、総合的な施策を推進するため、条例を制定しようとするものであります。

制定に至る経過であります。国において平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術についての基本理念とその方向性を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することとされたところであり、第4条において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが明記されたところであります。

これを受け、旧杷木町では、平成16年に制定し、文化芸術の振興を図ってきたところであります。

その後、合併の事務事業一元化調整では、一たん廃止し、合併後新たに、新市にふさわしい条例を制定することとなっており、協議・検討を重ねてきたということであります。

条例の主な内容であります。第1に、本条例の目的は、文化芸術の振興に関し、基本理念等を定め、本市における文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進し、心豊かな市民生活及び地域の活力に根差した文化芸術の創造に取り組むまちづくりに寄与することとなっております。

第2に、文化芸術の振興に当たっての基本理念について定めています。

第3に、市、市民及び民間団体等が果たすべき責務、あるいは役割について定めています。

第4に、文化芸術の振興に関する基本的施策を定めています。

第5に、文化芸術の振興を図るため、文化芸術審議会の設置を規定しております。

なお、この条例は本年4月1日から施行することとしております。

本委員会といたしましては、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための条例の必要性を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市旧田代家住宅条例の制定についてであります。

本案は、旧田代家住宅を公の施設として設置し、保存活用を図るため、条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容であります。第1に、朝倉市指定有形文化財として指定している旧田代家の保存及び活用を図り、郷土の歴史及び文化に対する市民の理解と関心を高め、文化の向上に資するため、旧田代家住宅を設置するものであります。

第2に、この住宅は教育委員会が管理し、一般公開を無料で行うことを定めています。

第3に、入園者の禁止行為や損害賠償の義務を定めています。

なお、この条例は本年6月1日から施行することとしております。

本委員会といたしましては、現地確認を行い、審査を行ったところであります。伝建地区に現存する数少ない武家屋敷である旧田代家を保存する必要性を認識するとともに、一般公開などにより活用することが文化の向上及び観光の振興に資することから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、平成21年度から4年間で進められている佐田辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、当初計画で4件の施設を整備することとしておりましたが、今回、市道森・安谷線道路改良延伸事業を追加したいということでありま。

本計画に掲げることにより、2,170万円の一般財源部分に対し100%辺地債を充当することができ、起債償還時に80%の地方交付税が措置されるため、有利な条件で事業が実施できるということでありま。

本委員会といたしましては、今般の地方財政の厳しい中、必要かつ効果的な財源措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について、及び第42号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減については、いずれも同一市町村の合併に係る議案でありますので、一括して報告いたします。

本2議案は、本年1月1日から、前原市、糸島郡二丈町及び志摩町が廃され、その区域をもって糸島市が設置されたこと、及び本年2月1日から、八女郡黒

木町、立花町、矢部村、星野村が廃され、その区域が八女市に編入されたことに伴い、両組合を組織する地方公共団体の数を増減するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本委員会といたしましては、合併に伴う手続であることから、両議案ともに、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、報告いたします。

本案は、本年3月31日をもって、小郡市・筑前町環境衛生施設組合が解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少し、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

本委員会といたしましては、一部事務組合の解散に伴う手続であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 桑野博明君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市文化芸術振興条例の制定についてを議題とし、討論

を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市旧田代家住宅条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第6号議案ほか9件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第6号議案ほか9件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第6号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を2,355万2,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、これまでに貸し付けされた資金に対する償還を円滑に進めていくことが、本会計の健全な運営に直結するところであり、滞納問題に対しては、徹底した償還指導を行うことなどで、償還意識を高め、問題の解決に取り組んでいくということでありました。

本委員会といたしましては、今後も本会計の健全な運営になお一層努力されますよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてであ



ります。

本予算につきましては、事業勘定と直営診療施設勘定の二つの勘定がありますので、それぞれの勘定ごとに報告をさせていただきます。

まず、事業勘定につきましては、総額を72億9,078万1,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、市の国民健康保険の被保険者数は徐々に減少傾向にあるものの、今日の医療の高度化や市内及び近郊の病院が多く、医療を受けやすい環境にあることもあり、1人当たりの医療諸費は伸びており、医療費の抑制は厳しいものがあります。歳入の面でも、被保険者の減少や不況下における所得の減少等もあり、税収の確保も厳しい状況とのことであります。

このことから、国保運営の安定化に向けて平成20年度から実施されている特定健診、特定保健指導の目標受診率を上げ、その達成に向け取り組んでいくとともに、医療費の抑制・適正化への啓発や収納率向上に努めていきたいということでありました。

次に、直営診療施設勘定につきましては、総額を2億8,169万2,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、診療所の事業としては、医療事業、検診事業、施設の維持管理を行っております。

歳出の主なものは人件費・施設管理費等の総務管理費、医薬品代等の医業費であり、歳入の主なものは外来収入及び検診等収入であります。特定健診の受診率が向上しておらず、また、誕生日検診の受診者も減少してきているとのことであります。

平成22年度は、診療所内トイレ等の改修工事等で受診環境の改善を図り、広報活動による推進などで、特定健診及び誕生日検診などの受診者増加に向けての取り組みを図っていくことで、安定的な収入を確保していくとともに、医療費抑制に努めていくということでありました。

本委員会といたしましては、依然として国保会計の運営は非常に厳しい状況にあるため、さらなる医療費の抑制に努めていくという執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を1,077万3,000円で編成しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、老人保健特別会計は平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、平成22年度までを精算年度として存続しているものであります。

したがいまして、平成22年度予算は平成20年3月までの診療分に係る過誤調整等を行う最終年度であり、前年度比の85.2%減となっているとのことであります。

本委員会といたしましては、本特別会計は後期高齢者医療制度への移行に係る経過措置である平成22年度限りの特別会計予算であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本予算は、総額を8億9,491万2,000円で編成しようとするものであります。

本予算は平成20年4月から創設された75歳以上の後期高齢者医療制度の特別会計であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体として運営するもので、市は保険料の徴収や相談、申請や届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行っております。

平成22年度の被保険者数は、前年度より367名増の9,384名を見込み、前年度予算より9,294万1,000円の増額となっているとのことであります。

本委員会といたしましては、本特別会計は後期高齢者医療制度の運営に基づくものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の二つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

まず、保険事業勘定につきましては、総額を49億6,697万4,000円で編成しようとするものであります。

前年度より7,553万9,000円の増となっておりますが、執行部の説明によりますと、予算の編成に当たっては第4期介護保険事業計画に基づいており、介護サービス利用者の増による保険給付費等を前年比で1.5%の増を見込んでいるとのことであります。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、総額を2,424万2,000円で編成しようとするものであります。本勘定の財源は介護サービス計画費収入であり、歳出の主なものとして、介護予防のケアプラン作成に係る賃金及び委託料となっております。

本委員会といたしましては、本特別会計は介護保険法に基づくものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案平成21年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4

号) についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出を5,740万1,000円増額するとともに、直営診療施設勘定の歳入歳出を252万3,000円減額するものであります。

まず、事業勘定の増額補正の内容といたしまして、歳入の面で、過年度分の療養給付費交付金が確定し、交付されるものであります。歳出の面では、この増額分のうち2,394万6,000円を国庫負担金の償還金として、残りを一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費として増額補正をするものであります。

次に、直営診療施設勘定の補正内容といたしまして、歳入の面では、主に健診に係る収入の減額を行うものであり、歳出の面で、医薬品衛生材料費、健診の減少に係る保健活動費の減額、また、トイレ改修設計委託の入札執行残を減額するものであります。

本委員会といたしましては、実態に即した補正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案平成21年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を5,600万円減額するものであります。

内容といたしましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設され、平成20年3月診療までの過誤調整分の医療給付事務を行っていますが、医療費等の決算見込みの減に伴い、減額補正するものであります。

本委員会といたしましては、医療費の確定に伴う予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案平成21年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、本特別会計の歳入歳出を7,290万7,000円減額するものであります。

内容といたしましては、歳入の面での主なものは決算の見込みによる保険料の減であり、その他、前年度決算時の繰越金、連合会からの補助金による増額等があります。歳出の面では、主に保険料の負担金が減額になったことにより後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上、適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案平成21年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、保険事業勘定の歳入歳出を200万円減額しようとするものであります。

内容といたしましては、保険事業勘定の歳出において事業の確定に伴い、認定調査等費を減額し、歳入では介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を増額するとともに、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

本委員会といたしましては、実態に即した補正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第32号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、平成22年4月1日から立石Ⅲ学童保育所、金川学童保育所、秋月学童保育所、久喜宮学童保育所及び朝倉東学童保育所を公の施設として設置しようとするものであります。

本委員会といたしましては、この改正は事務手続上、必要な措置であり、内容は学童保育所の設置される地元地域を考慮したものであることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第6号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第11議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案平成21年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20議案平成21年度朝倉市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第20議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21議案平成21年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案平成21年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第7号議案ほか14件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 富田栄一君登壇)

○建設経済常任委員長(富田栄一君) ただいま議題となりました第7号議案ほか14件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第7号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてであります。予算総額695万4,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、市営住宅5カ所と矢野竹・鬼ヶ城・寺内の各簡易水道の水道使用料、一般会計繰入金が主なものであります。歳出といたしましては、各簡易水道の水質検査費や維持補修費などの維持管理費が主なものであり、維持管理費の減額により前年度比48万2,000円の減額予算になったということであります。

本委員会といたしましては、安心安全な水道水の供給及び適正な水質管理を行うための予算措置として、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額21億8,592万1,000円で編成するものであります。

歳入といたしましては、受益者負担金、使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、流域下水道事業建設負担金の流域下水道事業費1億1,000万円、流域下水道に接続するための公共下水道事業費9億8,000万円で、平成22年度は37ヘクタールの整備計画、秋月地区特環建設事業費1億9,000万円で8.5ヘクタールの整備計画、雨水幹線整備事業費4,600万円、流域関連公共下水道及び特環公共下水道の維持管理費2億4,000万円、公債費5億円が主なものであります。また、流域関連公共下水道事業においては、平成22年度に144ヘクタールの事業認可申請を行い、今後とも、さらなる事業推進に努めていくということでありました。

本委員会といたしましては、市全体の財政状況を踏まえた上での事業推進を求めるとともに、収入確保のため接続率及び収納率の向上に努められることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてありますが、予算総額3億6,998万4,000円で編成するものでありますが、本特別会計は、平成20年度で蜷城地区の整備事業が完了し、計画していた農業集落排水事業は終了しているため、事業としては維持管理が主な予算編成となっております。

歳入といたしましては、受益者負担金や使用料、一般会計繰入金、市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、新規公共ます設置等の建設費900万円、施設8カ所の維持管理費1億3,600万円、公債費2億1,000万円が主なものであります。

本委員会といたしましては、今後処理場施設の老朽化による修繕費の増加など、維持管理費の増加が予測されるため、接続率及び収納率の向上に努め、安定した使用料収入の確保を目指し、健全な財政運営を確保することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてありますが、予算総額2億4,228万円で編成するものであります。

歳入といたしましては、浄化槽設置に伴う分担金や使用料、国県支出金、一般会計繰入金及び市債が主なものであります。

歳出の概要といたしましては、建設事業費9,300万円、維持管理費1億1,400万円、公債費2,300万円が主なものであります。

なお、設置基数は、平成21年度の実績に基づき、平成22年度は60基を予定したということですが、維持管理費が、今後増加していくことが見込まれるため、安定した使用料収入の確保に努めていくということになります。

本委員会といたしましては、この事業が下水道整備計画区域外の生活環境整備の向上につながるものであることから、市民に広く周知を行い、今後のさらなる事業推進を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてありますが、予算総額46万円で編成するものでありますが、事業といたしましては、烏集院工業団地の管理業務として、調整池などの市有地部分の管理業務及び水質調査業務を行うものであります。

会計の概要は以上のとおりですが、現在、烏集院工業団地における企業誘致が完了しており、本特別会計が管理業務だけの予算であるため、廃止を



含めた今後のあり方や、市の企業誘致に対する考え方等を執行部にただしたところであります。

執行部の説明によりますと、本特別会計のあり方として、企業誘致や工業用地造成についての市の考え方を整理し、土地開発公社での管理等も視野に入れながら、調整等を踏まえた上で、本特別会計の存続を含め、検討していきたいということでありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明は理解するところではありますが、早期に鳥集院工業団地を含む工業用地の確保についての市の方針や、本特別会計のあり方を検討することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてであります。

本市の工業用水はすべてキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000トンの給水が計画されております。

収益的収支については、収入に1億2,770万9,000円、支出に1億1,782万7,000円が計上されており、支出の主なものは前年度より1名減の職員6名分の人件費や、両筑平野用水施設管理負担金等の配水及び給水費、ダム使用権等の減価償却費等であります。

また、資本的収支については、収入として両筑2期事業に伴うキリンビールからの負担金1,406万円が計上されており、支出の4,289万1,000円の主なものは、両筑2期事業負担金、企業債償還金等であり、収入が支出に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、本会計の安定した事業収益に応じた健全な運営を堅持されることを求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成22年度朝倉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収支については、収入に4億4,379万7,000円、支出に4億9,358万2,000円が計上されております。

収入の主なものは給水収益、加入金及び一般会計からの負担金、補助金等ありますが、平成22年度は後ほど第34号議案で報告いたしますが、加入金及び水道使用料金の改定などに伴い、750万円の増収を見込んでいるということがあります。

支出の主なものとしては、職員7名分の人件費や減価償却費が計上されており、収入が支出に対し不足する額は、繰越利益剰余金で補てんしようとするものであります。

また、資本的収支については、収入に6,289万1,000円、支出に1億2,682万5,000円が計上されております。

収入の主なものとして、企業債や一般会計からの負担金及び補助金であり、支出の主なものとしては、配水管布設工事などの建設改良費や、企業債償還金などが計上されており、収入が支出に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

本委員会といたしましては、安全かつ安定的に給水するための適正な予算措置であり、今後の事業の推進及び安定的な給水を求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案平成21年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、入札等による事業費確定や福童浄化センター周辺整備負担金等の減額により、総額4,285万3,000円を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案平成21年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業費確定による700万円の減額とあわせ、蜷城地区ほか4地区の維持管理費685万4,000円を減額し、総額1,385万4,000円を減額するものであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案平成21年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業費の確定などにより、860万5,000円を減額するものであります。なお、21年度は設置予定基数を上回りましたが、その多くが小規模人槽の浄化槽設置であったということであります。

本委員会といたしましては、予算執行上適正な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、三奈木地区の振興のため、基金の処分について規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、現在三奈木地区振興基金を行政のほうで管理しておりますが、平成21年度で基金を三奈木地区に返還するために、基金の処分

について規定の整備を行うものであるということでもあります。

なお、議決後に基金を取り崩し、三奈木地区振興管理会へ返還する予定であるということでありました。

本委員会といたしましては、基金の処分のための手続であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の額の改定等を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉市道路占用料徴収条例の改正につきましては、道路法の規定により市道占用料を徴収するに当たり、その占用料の額及び徴収方法、並びに許可手続など必要事項を定めておりますが、全国的な地価の下落等に伴い、国や県でも占用料等の改正がなされたため、占用料の額を道路法施行令に準拠し、改定するというものであります。

また、朝倉市法定外公共物条例の改正につきましては、国から譲与を受けた法定外公共物の財産管理等を行うための必要事項を定めておりますが、朝倉市道路占用料徴収条例の改正内容と同じく、占用料の額を改定するというものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例及び朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、甘木水道事業と杷木水道事業を統合するとともに、加入金及び水道使用料金を統一するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉市水道事業の設置等に関する条例の改正につきましては、甘木水道事業と杷木水道事業を統合するため、事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量について規定の整備を行い、朝倉市水道給水条例の改正につきましては、合併後の調整項目であった甘木・杷木それぞれの加入金及び水道使用料金を統一するため、水道事業の健全な運営を考慮し、加入金につきましては、県内各市の料金水準を勘案した料金に設定し、水道使用料金につきましては、一般用で5立方メートルまで892円、超過料金を1立方メートルにつき168円などの使用料金に改正するものであります。

なお、今回の条例改正で、水道事業の統合は平成22年4月1日から施行しますが、加入金及び水道使用料金の改定につきましては、10月1日から施行するというものであります。

本委員会といたしましては、委員会としても要望してきました加入金及び水道使用料金統一のための手続であり、執行部の説明を了とするものの、水道使用料金改定が10月1日からの施行であるため、それまでに関係住民へのさらなる周知を図り、健全な水道事業の運営を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道6路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

各路線の内容ですが、現地確認を行う中で、原鶴9号線につきましては、幅員が平均3.65メートルで4メートルに満たない路線でありました。この路線ですが、平成元年に地元から寄附申請があり、平成2年から旧杷木町が管理し、不特定多数の人が通る公共用道路として整備してきた経過があり、旧杷木町の認定基準でその他の道路として認定すべき町道でありましたが、合併後の市道再確認により、認定漏れであったことが判明したということでありました。執行部としては、公共的・公益的見地や安全面等を含めて、市道として認定し、管理すべきものと判断したということでありました。

その他5路線につきましては、現地確認を行い、いずれも認定基準に合致することを確認したところでありました。

本委員会といたしましては、合併前の認定漏れ等の経過があることから、執行部の説明を了とするところではあります。今後とも市道の適切な維持管理と、現行の認定基準の再検討を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第38号議案都市公園を設置すべき区域の変更についてであります。

本件は、都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を変更し、当該区域として定めるに当たり、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成20年9月定例会において議決しておりましたプラン21事業における仮称甘木北公園について、区域を変更するものであります。

執行部の説明によりますと、変更の理由といたしまして、変更前の区域で関係者と協議を進めてきましたが、整備後の公園並びに宅地の形状や土地活用を熟慮した結果、変更後の区域のほうがより有益であることや、事業効果がより発揮できるため変更するというものであります。

本委員会といたしましては、プラン21計画に基づき推進される事業における区域の変更であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会に決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 富田栄一君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第7号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成22年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案平成21年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案平成21年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案平成21年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市三奈木地区振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例及び朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案都市公園を設置すべき区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。



採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第5号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 舟木正之君登壇)

○予算審査特別委員長(舟木正之君) ただいま議題となりました第5号議案平成22年度朝倉市一般会計予算についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、3日間にわたり歳入・歳出についての説明を受け、質疑を行うとともに、総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、本年4月に市長選挙を迎えることから、骨格予算としての編成が行われたところであり、前年度に比べ1億8,500万円、0.7%の減となっているところであります。

歳入につきましては、法人市民税の30%の減収が大きく影響し、市税は前年度に比べ7%の減となっております。

また、地方交付税については、地方財政計画において、前年度に比べ6.8%の増となっておりますが、本市では市税の減収による普通交付税の増加などにより、前年度に比べ8.5%の増となっております。

歳出につきましては、骨格予算であることから、政策的経費は必要最低限としたところではありますが、平成22年度から国において子ども手当が新設されたことに伴い約10億円が増したこととあわせ、甘木地区中心市街地整備事業約12億円、道整備交付金事業約7億円など継続的性格を持つ事業の進捗に伴う計上により、予算の圧縮が小規模にとどまったということでもあります。

また、骨格予算といえども、予算計上に当たっては、徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な行財政運営を目指した予算編成に取り組んだ結果、基金からの繰り入れをすることなく予算を編成することができたということでもあります。

本委員会といたしましては、この予算編成が、住民サービスに十分こたえ得るものであるか、また、前年度の決算審査の意見等をもとに、将来の財政状況分析がなされているか、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑がなされたところであります。

討論採決の結果、執行部の説明を了とすところではありますが、今日の厳しい財政状況の中、行政のスリム化、効率化に向け、行財政改革をより一層推進されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 舟木正之君降壇）

○議長（柴田裕隆君） それでは、第5号議案平成22年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案の審議を行います。

それでは、第18号議案平成21年度朝倉市一般会計補正予算（第11号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時28分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長より議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見

書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。

これを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(塚本勝人君) 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

本日追加提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第43号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員北川茂及び中山裕徳の任期が、本年5月12日に満了することに伴い、再度同人を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(柴田裕隆君) 補足説明があれば承ります。

なければ、次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 桑野博明君登壇)

○総務文教常任委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました意見書案第1号につきまして、総務文教常任委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。現在、核兵器をめぐる世界の状況は、核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である核不拡散条約、通称NPTが崩壊の危機にあり、極めて緊迫しているところであります。

一方、広島市及び長崎市が主宰する平和市長会議においては、2020年までに核兵器廃絶を目指すため、そのプロセスを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を2008年に発表し、本年5月にニューヨークで開催されますNPT再検討会議において、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の採択による核兵器廃絶の実現を目指しているところであります。

このためには、日本政府が、この趣旨に賛同し、かつ提案することが不可欠であることから、核兵器の廃絶と恒久平和に対する機運を高めるため、平和市長会議は、全国の地方自治体議会に賛同を求めるとともに、国会及び日本政府に対する意見書の提出をよびかけているところであります。

本市議会といたしましても、2008年3月に「非核・恒久平和都市宣言」を決議したところであり、人類すべての共通の願いである恒久平和実現のため、日本政府が「ヒロシマ・ナガサキ議定書」をNPT再検討会議において提案し、採択に向けた各国政府への働きかけを要請するため、総務文教常任委員会全員賛成の上、意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 桑野博明君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 次に、発議案について、提出者代表の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 梶原康嗣君登壇)

○議会運営委員長(梶原康嗣君) ただいま議題となりました発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

改正の内容といたしましては、大きくは2点ございます。

まず、1点目でございますが、本年4月から朝倉地域行政センター及び杷木地域行政センターが支所になることに伴い、規定の整備を図るものであります。

2点目といたしましては、常任委員会の所管事項が執行部の組織機構により規定されているため、組織機構あるいは事務分掌が見直されることにより、所管する常任委員会を変更せざるを得ない状況が生じてきたところであります。

このことを改善するため、従来の常任委員会の所管事項に加え、第2条第2項に「議長が特に必要があると認めるときは、議長及び関係する常任委員会委員長が協議の上、他の常任委員会の所管に属することができる。」という規定を設けるものであります。

このことにより、執行部の組織機構だけにとらわれない審査が可能になり、常任委員会の継続性・専門性の確保が図られることから、議会運営委員会全員賛成の上、この発議案を提出した次第であります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(議会運営委員長 梶原康嗣君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長(柴田裕隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第43号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、議案等の委員会付託を行います。

意見書案第1号及び発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略します。御了承願います。

お諮りいたします。

第43号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、第43号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、第43号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議で

の採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田裕隆君) 御異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分閉会